



sample

成功へと導く！！

障害者就労継続支援

A型事業の始め方

(開業マニュアル)

<全国対応版>

製作者：行政書士中出和男事務所

目次

はじめに	5
就労継続支援 A 型事業ができるかどうかを確認する	9
開業前チェックシート	10
過去 5 年間に法令違反があると事業開始できない	15
就労継続支援 A 型事業の指定基準を確認する	16
就労継続支援 A 型指定基準	16
就労継続支援 A 型事業のスケジュールを確認する	19
就労継続支援 A 型事業開業スケジュール表（一般的な流れ）	20
STEP 0 事業資金を確保する	22
資金の調達方法にはどんなものがあるか	23
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しよう	24
STEP 1 事業所の場所を確保する	26
就労継続支援 A 型事業に適した物件の条件	27
物件を決めるための前提条件を知る	30
事業所候補地（物件）を絞り込めたら役所で確認する	33
STEP 2 利用者の仕事を確保する	36
売上と給付金と利用者の賃金の見込みを把握する	37
利用者の仕事の確保方法	37
就労継続支援 A 型事業所での仕事の例	38
仕事の受注について	39
STEP 3 就労継続支援 A 型事業の法人事業を設立する	41
就労継続支援 A 型事業所（有限会社・株式会社）設立手順	42
STEP 4 役員会議事前協議を行う	45
事前協議までのコミュニケーション	45
STEP 5 事業所の場所の決定	46
STEP 6 事業の運営内容の決定	47
STEP 7 スタッフの確保	49
スタッフ配置の計算例	49
配置するスタッフの勤務状況および組織図の例	50
サービス管理責任者を募集するには	52
サービス管理責任者の仕事とは	52
サービス管理責任者の募集の方法	52
サービス管理責任者を募集する際の注意点	53

職業指導員・生活支援員を募集するには	56
職業指導員・生活支援員の仕事とは	56
職業指導員・生活支援員の募集の方法	56
職業指導員・生活支援員を募集する際の注意点	57
STEP 8 協力医療機関と契約を交わす	58
STEP 9 損害賠償保険に加入する	59
STEP 10 利用者確保に向けた準備	60
利用者確保の為の営業先	60
就労継続支援 A 型事業における利用者負担減免とは	64
STEP 11 指定申請書に必要な事項や添付書類の確認	65
指定申請書を作成する上で必要な確認事項	66
指定申請書を作成する上で必要な添付書類	67
申請提出書類一覧例および作成における留意事項	68
原本証明とは	75
STEP 12 指定申請書の提出	76
STEP 13 指定（開業）までに準備する物	77
申請書提出から指定日までに準備するもの	77
STEP 14 スタッフ業務研修	79
開業後に必要な書類一覧を整備する	79
STEP 15 県の現地確認	80
STEP 16 事業所指定（登録）	81
STEP 17 利用者見学・契約	82
暫定支給決定とは	82
利用者と契約するまでの簡単な流れ	83
STEP 18 国民健康保険団体連合会（国保連）への請求	84
国保連への請求までの流れ	85
STEP 19 各種変更届	86
事業を廃止・休止して再開した場合、届出が必要	87
障害福祉サービス事業には有効期間がある	88
就労継続支援 A 型事業の加算・減算について	89
基本報酬（就労継続支援 A 型事業）	89
減算対象項目一覧（就労継続支援 A 型事業）	91
加算対象項目一覧（就労継続支援 A 型事業）	94
施設外就労について	100

STEP 20 実地指導（監査）対策	102
実地指導（監査）時に必要な書類とは	103
実地指導（監査）時に必要な書類一覧表	105
STEP 21 将来に向けての事業展開を考える	114
多店舗展開する上でのメリット・デメリット	115
障害福祉サービス事業の多角化の例	116
1 店舗（事業所）と多店舗（事業所）との売上比較	116
STEP 22 就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表と対策	117
表①就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（全体）	118
表②就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ）	119
表③就労 A 地域連携活動実施状況報告書	120
表④就労 A 利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書	121
就労継続支援 A 型事業所におけるスコア解説と対策	122
卷末 参考資料集	167
（参考資料 1）収支予算書（例）	168
（参考資料 2）建築確認済み証（見本）	171
（参考資料 3）消防用設備早見表（6 頁）	172
（参考資料 4）平面図例	173
（参考資料 5）防火対象物使用開始の届け（見本）	174
（参考資料 6）消防用設備等の検査済証（見本）	175
（参考資料 7）業務委託契約書（受託者と）	176
（参考資料 8）会社設立のためのヒアリングシート例	178
（参考資料 9）サービス管理責任者、職業指導員の募集例	179
サービス管理責任者募集例	179
職業指導員（常勤）募集例	180
（参考資料 10）サービス管理責任者の実務経験	181
（参考資料 11）サービス管理責任者の実務経験証明書	182
（参考資料 12）サービス・児発管責任者研修の見直し	183
令和 3 年度相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修研修日程と受講対象について（兵庫県）	187
令和 3 年度サービス管理責任者等基礎研修日程（全国）	188
（参考資料 13）協力医療機関との協定書（見本）	189
（参考資料 14）協力医療機関へのお願い文例	190
（参考資料 15）損害賠償保険カタログ例	191
（参考資料 16）利用予定者名簿（見本）	192

(参考資料 17) 事業所パンフレット（見本）	193
(参考資料 18) 障害福祉サービス受給者証	194
(参考資料 19) 初回見学ヒアリングシート（見本）	195
(参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図	196
(参考資料 21) 指定書（就労継続支援 A 型事業）	197
(参考資料 22) 重要事項説明書 例	198
(参考資料 23) 利用契約書 例	206
(参考資料 24) 個人情報使用同意書	213
(参考資料 25) アセスメント票	214
(参考資料 26) 個別支援計画書 例	215
(参考資料 27) 契約内容（障がい福祉サービス受給者記載事項、報告書等）	217
(参考資料 28) サービス提供記録	218
(参考資料 29) 就労継続支援実績記録票	219
(参考資料 30) 法定受領代理通知	221
(参考資料 31) 実地指導用チェックシート運営規則 例	222
(参考資料 32) 運営規定（就労継続支援 A 型）	224
(参考資料 33) 就労継続支援 A 型事業所の負担額減免措置提出例	241
用語解説	242
常勤換算方法とは	242
勤務延時間数とは	243
常勤とは	243
専ら従事するとは	243
多機能型事業所とは	244
従たる事業所とは	245
おわりに	248
利用規約	254



就労継続支援 A型事業ができるかどうかを確認する

就労継続支援A型事業は、法律で定められたあらゆる基準をクリアし、指定を受けて、初めて開業できます。国からの給付金で賄う事業なので、必然といえば当然ですが、指定を受けるための基準とは、一体どのようなものでしょうか。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する（以下、「障害者総合支援法」という。）によると、障害福祉サービス事業者の指定基準として、法人、設備（場所）、人員（資格者）、仕事等が必要となります。

以下に、簡単にまとめてみたので、一度、確認して見て下さい。

＜開業に必要な主なもの＞

- ✓ 事業資金（約 1,000 万円～）（注※数字はあくまでも参考であり、保証したものではありません。）
- ✓ 新築で事業を行う場合：事業用建設費、土地取得費等
- ✓ 法人格（株式会社・合同会社・NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等）
- ✓ 設備（立地場所・建物の適合・備品）
- ✓ 人員（福祉関係資格者等）
- ✓ 仕事（利用者数）
- ✓ 運営（営業時間・利用者予定数・医療機関連携・損害賠償保険等）

このように就労継続支援事業を始めるに当たって、いろいろな条件をクリアする必要があります。あなたが、これから何をすべきか判断しやすいように、クリアすべき事柄をチェックシート形式としてまとめてみました。

基本的な必要項目のみをピックアップしています。個々の状況に応じて、不足している項目を適宜追加してください。

過去 5 年間に法令違反があると事業開始できない

障害福祉サービス事業は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）という法律に則って行う事業であるため、その法律に於いて
申請者等に過去に違反行為があると障害福祉サービス事業の開業ができません。

まず、あなたが、障害福祉サービス事業を開業出来るかどうか以下の項目を事前にチェックしましょう。

＜事業開始可能度チェック表＞

- × 申請者が法人でないとき。
- × 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 事業所が、指定基準を満たしていないとき。
- × 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律や政令で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、福祉関連法の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者。（関係法人役員、管理者等含む）
- × 申請者が、指定の申請後 5 年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為を行つた者であるとき。等々

STEP 0 事業資金を確保する



どんな事業を始めるとしても、原則、開業（運転）資金が必要となります。障害福祉サービス事業（就労継続支援A型事業）も例外ではありません。

会社を設立して、事業の開始に必要な設備や人材を確保するため、資金が必要です。また、開業後すぐに売上が上がらない場合もありますので、この間の賃金等の支払資金も開業資金として確保しておく必要があります。

ちなみに、障害福祉サービス事業の場合、請求から約1ヶ月後に入金が入金されます。

まず、事業を始める前に、その事業の売上見込みをシミュレートし、実証しましょう。その小さな作業が今後の事業成功の鍵になります。

特に、就労継続支援A型事業は、確かに月からの給付で賄う福祉事業の位置付けですが、一般企業と同じビジネス的要素が強いため、必要な資金はいくらなのか、いつまでに資金を回収できるのか等をしっかりシミュレートして、詳細な収支計画を立てていかないと、資金ショートと言ふことがあります。

参考までに現在、就労継続支援A型事業を開業し、安定運営するための資金として、約1,500万円は確保する必要があります。（A型事業を開業された方の経験談より）

事業に必要な資金を割り出すには、就労継続支援A型事業所の開業年度の収支予算書を作成し、事業所の声、利用者の賃金、スタッフの賃金、訓練等給付金での収入、利用者数、管理費等を詳細にシミュレートし算出します。

参考までに、就労継続支援A型事業所の平均的売上をシミュレートした資料を掲載しましたので、事業資金を算定する際にお使いください。

[参照（参考資料1）収支予算書（例）](#)

STEP 1 事業所の場所を確保する



就労継続支援A型事業の開業に向けて、あなたが最初に行なうことは**利用者の訓練(生産活動)を行うための事業所を確保すること**です。

就労継続支援A型事業の物件を決める場合、まず、利用者一人程度が入れる考え方、その人数に応じて物件を探します。

その際、自分で新築するのか、賃貸物件を探すのかになります。なお、既に自身で保有している物件があるのであればそれも選択の一つになります。

ここでは、新築、賃貸、既存保有物件の主なメリット、デメリットを挙げてみたいと思います。

＜新築、賃貸、既存保有物件の主なメリット、デメリット＞

	新築	賃貸	既存保有物件
資金	購入や新築費用は、千万～数億円を要。	<ul style="list-style-type: none">初期コストが抑えられる。改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。	<ul style="list-style-type: none">初期コストが抑えられる。改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。
期間	事業所の立ち上げまでに数ヶ月～1年近くかかる。	<ul style="list-style-type: none">大規模改修等がなければ、1ヶ月程度で事業所完成。	<ul style="list-style-type: none">大規模改修等がなければ、1ヶ月程度で事業所完成。
場所	<ul style="list-style-type: none">事業所の場所を自由に決められる。	<ul style="list-style-type: none">事業所の場所を自由に決められる。	<ul style="list-style-type: none">事業所の場所を自由に決められない。
その他	<ul style="list-style-type: none">自社物件なので	<ul style="list-style-type: none">契約後でも自由	<ul style="list-style-type: none">自社物件なので、

STEP 2 利用者の仕事を確保する



就労継続支援事業を開業するためには、**利用者が事業所内外で行う仕事が必要**です。

就労継続支援 A 型・B 型事業の定義として、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動の他の職場の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業」とあります。

つまり、利用者に就労訓練等のサービスを提供するにあたり、訓練と並ぶ仕事および利用者への賃金を支払うための仕事が必要だということです。

就労継続支援事業における利用者の賃金の考え方では、一般事業と同じく**利用者の賃金=売上(生産活動による) - 経費(原価+税) - 国から給付される訓練等給付金**を利用者の賃金に充てることは出来ません。

そのため、特に A 型事業においては、生産性が高く最低賃金（労働基準法による）を支払うことが可能な生産性の高い事業内容であるか、また、利用者に対して当該事業内容を踏まえた仕事を確保する必要があります。ちなみに令和 4 年度の就労継続支援 A 型事業所の利用者の 1 人当たりの月額平均賃金は 8 万 4 千円となっています。※出典：障害者の就労支援対策の状況（厚生労働省 HP より）

なお、申請段階で仕事の生産性（利用者への最賃支払い能力）がないと判断されると申請が受理されません。



STEP 3 就労継続支援A型事業所用の法人を設立する

障害福祉サービス事業を始めるには、**法人格(会社)が必要**です。株式会社・合同会社・NPO法人・社団法人・社会福祉法人等、営利・非営利、特に問われません。

就労継続支援A型事業は、他の障害福祉サービス事業と比べ、運営形態が一般企業と近くビジネス的要素がかなりある事業のため、機動力のある株式会社の運営がおすすめです。

既存の法人でも、就労継続支援A型事業は可能ですが、定款の目的変更が必要になります。特に、就労継続支援A型事業を行う場合、宮城法人については、専ら社会福祉事業を行う者でなければならないため、**定款に社会福祉事業以外の目的が入っていると指定申請ができないケース**があります。※各都道府県(市町村)によって見解は異なるので、管轄の役所に確認が必要です。

できれば既存法人を利用するよりも、会計上(※就労系障害福祉サービス事業の場合、事業収益と福祉事業収益を分ける必要がある)の事も考慮し新規法人の方が良いかと思います。

配置するスタッフの勤務状況および組織図の例

事業所に配置する従業者の勤務状況一覧および組織体系図を作成し、常にスタッフの配置状況を把握しておくことが必要です。

〈従業者の勤務状況一覧表 例〉

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（ 年 月分） サービス種類（就労継続支援A型事業 ）
事業所・施設名（ ）

勤務者	勤務形態	年 月 日	第 2 週							第 3 週							第 4 週																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497
（記載例-1）	（記載例-2）	（記載例-3）	（記載例-4）	（記載例-5）	（記載例-6）	（記載例-7）	（記載例-8）	（記載例-9）	（記載例-10）	（記載例-11）	（記載例-12）	（記載例-13）	（記載例-14）	（記載例-15）	（記載例-16）	（記載例-17）	（記載例-18）	（記載例-19）	（記載例-20）	（記載例-21）	（記載例-22）	（記載例-23）	（記載例-24）	（記載例-25）	（記載例-26）	（記載例-27）	（記載例-28）	（記載例-29）	（記載例-30）	（記載例-31）	（記載例-32）	（記載例-33）	（記載例-34）	（記載例-35）	（記載例-36）	（記載例-37）	（記載例-38）	（記載例-39）	（記載例-40）	（記載例-41）	（記載例-42）	（記載例-43）	（記載例-44）	（記載例-45）	（記載例-46）	（記載例-47）	（記載例-48）	（記載例-49）	（記載例-50）	（記載例-51）	（記載例-52）	（記載例-53）	（記載例-54）	（記載例-55）	（記載例-56）	（記載例-57）	（記載例-58）	（記載例-59）	（記載例-60）	（記載例-61）	（記載例-62）	（記載例-63）	（記載例-64）	（記載例-65）	（記載例-66）	（記載例-67）	（記載例-68）	（記載例-69）	（記載例-70）	（記載例-71）	（記載例-72）	（記載例-73）	（記載例-74）	（記載例-75）	（記載例-76）	（記載例-77）	（記載例-78）	（記載例-79）	（記載例-80）	（記載例-81）	（記載例-82）	（記載例-83）	（記載例-84）	（記載例-85）	（記載例-86）	（記載例-87）	（記載例-88）	（記載例-89）	（記載例-90）	（記載例-91）	（記載例-92）	（記載例-93）	（記載例-94）	（記載例-95）	（記載例-96）	（記載例-97）	（記載例-98）	（記載例-99）	（記載例-100）	（記載例-101）	（記載例-102）	（記載例-103）	（記載例-104）	（記載例-105）	（記載例-106）	（記載例-107）	（記載例-108）	（記載例-109）	（記載例-110）	（記載例-111）	（記載例-112）	（記載例-113）	（記載例-114）	（記載例-115）	（記載例-116）	（記載例-117）	（記載例-118）	（記載例-119）	（記載例-120）	（記載例-121）	（記載例-122）	（記載例-123）	（記載例-124）	（記載例-125）	（記載例-126）	（記載例-127）	（記載例-128）	（記載例-129）	（記載例-130）	（記載例-131）	（記載例-132）	（記載例-133）	（記載例-134）	（記載例-135）	（記載例-136）	（記載例-137）	（記載例-138）	（記載例-139）	（記載例-140）	（記載例-141）	（記載例-142）	（記載例-143）	（記載例-144）	（記載例-145）	（記載例-146）	（記載例-147）	（記載例-148）	（記載例-149）	（記載例-150）	（記載例-151）	（記載例-152）	（記載例-153）	（記載例-154）	（記載例-155）	（記載例-156）	（記載例-157）	（記載例-158）	（記載例-159）	（記載例-160）	（記載例-161）	（記載例-162）	（記載例-163）	（記載例-164）	（記載例-165）	（記載例-166）	（記載例-167）	（記載例-168）	（記載例-169）	（記載例-170）	（記載例-171）	（記載例-172）	（記載例-173）	（記載例-174）	（記載例-175）	（記載例-176）	（記載例-177）	（記載例-178）	（記載例-179）	（記載例-180）	（記載例-181）	（記載例-182）	（記載例-183）	（記載例-184）	（記載例-185）	（記載例-186）	（記載例-187）	（記載例-18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								



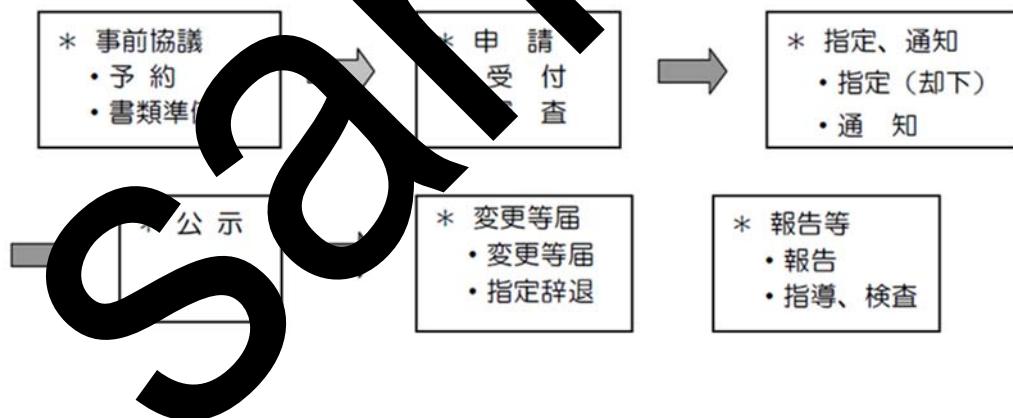
STEP 11 指定申請書に必要な事項 や添付書類の確認

就労継続支援A型事業の**指定を受けるために、申請に必要な書類を揃えます。** 指定申請には、申請書、法人関係、人員関係、設備関係、運営関係等様々な書類が必要です。また、消防関係、建築関係の書類なども必要でかなり大変な作業となります。

まず、申請時にどんな書類および添付書類が必要なのか、全部(一覧)を確認し、次に、既に揃っている物、分かる物から作成し、最後に不足している書類等を作成する方法がベストかと思います。

なお、書類を作成する上で分からぬところは、一所に都度、確認しながら進めましょう。

ここでもう一度、指定までの流れを見てしまいましょう。



出典：平成 30 年 10 月改訂 岐阜県健康福祉部障害福祉課 指定障害福祉サービス事業等の手続きより

STEP 14 スタッフ業務研修



申請書提出後、開業日が近づいてきた段階で、**利用者により良いサービスを提供するために、スタッフ研修**を行います。例えば、同業他社での見学を兼ねての見交換、事業所内で外部講師を呼んでの講習を行ったりしながら、スタッフのスキルアップを図ります。ちなみに、研修対象者は、「サービス管理責任者」「職業指導員」「生年月日登録員」です。

事業所内研修 例

- 事業内容全般の知識習得をする。
- 利用者の仕事の内容の把握、仕事を体験する。
- 各スタッフの役割確認をする。
- 利用者の受け入れ手順を把握する。
- 事業運営に必要な書類を準備する。
- 指導監査への対策を考える等。

事業所外研修 例

- 他事業所を見学する。
- 実際の運営について学ぶ（運営方法）
- 必要書類の記入の仕方を学ぶ等。

開業後に必要な書類一覧を整備する

事業開始後、事業概要説明書、利用契約書、サービス提供記録、日々の活動記録、苦情・虐待に関する記録、国保連請求関連の書類、監査対策書類等々、実に様々な書類を整備、保管しておく必要があります。

開業前に、これらの**書類等を整備し、内容を把握しておく事で、スムーズなスタート**をきることが出来ます。

参照 [指導監査時に必要な書類一覧](#)

就労継続支援 A型事業の加算・減算について

障害福祉サービス（就労継続支援A型事業）には、基本報酬以外に状況に応じて加算を獲得することができます。**加算を獲得することで、事業所の収益が大幅にアップし、早期に運営を安定・拡大することが可能**になります。

ただし、加算だけでなく減算もあります。例えば、サービス管理責任者が何ヶ月も不在状態になると、基本報酬が最大50%も減算になるペナルティを科せられます。

このような状態になると当然、事業所の収益は大幅に落ち込み、最悪の場合は継続が困難になる場合もあります。

介護給付費に関する内容(加算・減算)についての変更は、毎月15日に適用します（例：6月15日提出受理→7月1日から有効になります。）なお、15日を過ぎると翌月の1日から有効となります。

ここでは、就労継続支援A型事業に係わる基本報酬・加算・減算についてまとめてみましたので、参考にして下さい。（主なものの記載）

基本報酬（就労継続支援A型事業）

【サービス費（Ⅰ）7.5:1】

(1日単位)

定員	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点
	評価点 が170点 以上の 場合	評価点 が150点 以上170 点未満 の場合	評価点 が130点 以上150 点未満 の場合	評価点 が105点 以上130 点未満 の場合	評価点 が80点 以上105 点未満 の場合	評価点 が60点 以上80 点未満 の場合	評価点 が60点 未満の 場合
20人以下	701 単位	733 单位	701 单位	666 单位	533 单位	419 单位	325 单位
21人以上40人 以下	710 单位	656 单位	626 单位	594 单位	474 单位	373 单位	288 单位
41人以上60人 以下	672 单位	619 单位	590 单位	558 单位	445 单位	350 单位	271 单位
61人以上80人	660 单位	609 单位	580 单位	547 单位	438 单位	344 单位	266 单位



STEP 21 将来に向けての事業展開を考える

開業後、順調に事業が進むと早ければ2~3年ぐらいで事業が安定してきます。利用者増加、スタッフの定着、仕事の安定供給、そして収益が黒字化~~ここまでくると~~になると障害福祉サービス事業（就労継続支援A型）の一応、「成長」というステータスが付いています。

この段階で、事業主（経営者）としては、この勢いを活かして社会貢献、そして収益アップのために、次の事業展開を考える様になります。

例えば、

1. 現在の事業所の利用者定員を変更し、併たる事業所を作る。
2. 同じ就労継続支援A型事業所を増やす。（同じ地域、別の地域）
3. 現在の事業所に、多機能型事業所として新たに他の障害者サービス事業を併設する又は独立事業所としている。
 - 就労系事業所（就労移行支援、就労継続支援B型）
 - 生活系事業所（生活保護、自立訓練）
 - 障害児系事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）
4. 居住系事業所（パレーノホーム・ショートステイ）を作る。

もちろん、障害福祉サービス事業にこだわらず、別の分野へ多角化を目指しても良いと思いま~~s~~すが、また、障害福祉サービス事業を経営すると、その運営のしやすさ、安定した収益性等により、同じ障害福祉サービス事業で多角化する経営者が多いようです。

障害福祉サービス事業は、多店舗（事業所）展開することで、いろいろなメリットが出てきます。

ここでは、障害福祉サービス事業を多店舗展開する上でのメリット・デメリットをまとめてみたので、参考にしてみて下さい。



STEP 22 就労継続支援A型事業所におけるスコア表と対策

令和3年4月1日より、就労継続支援A型事業の基本報酬の決定方法が変わりました。どう変わったのかと言いますと「支援サービスの質と事業の安定化」のために、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」「支援力向上」及び「地域連携活動」「利用者の知識・能力向上に係る実施※令和3年度より新たに追加された3つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績と見直す方式(スコア方式)」に見直す事になりました。また、事業所のホームページ等を通して、スコア方式による評価内容を全て公表することが必須になり、未公表の場合には、本報酬を減額されることになりました。

毎年4月に、昨年度の実績（4月1日～3月31日）の評価とともに役所に評価の届出を行うことで、その年の基本報酬が決まります。当然、評価点（スコア）が悪いと、基本報酬が下がってしまうので、前にしっかりスコアを上げるための対策を取る必要があります。

評価は、自己評価を行います。つまり、評価の届出時点では、役所に算出根拠となる資料等を提出する必要はありませんが、後日、役所から求められたら、根拠書類を提出しなければなりません。そのため、実際の評価点が低いからといって、わざと評価点を高くして提出する、あくまで大変な事になるかも知れません。

また、実地指導がある場合、役所は事業所の評価をこのスコア表をもとにチェックすると思われます。そのため、その根拠資料は必須です。

ここでは、実際の就労継続支援A型のスコア表（例）を使いながら「どのようにしたら評価点を上げられるのか」そのポイントを解説していきたいと思います。



卷末 參考資料集

sample

(参考資料3) 消防用設備早見表(6項ハ)

(6)項ハ 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター等

設備の種類	設置の基準		
消火器	令 10	一般	延面積 150 m ² 以上
		地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 50 m ² 以上
屋内消火栓設備	令 11	一般	延面積 700・<1,400>・(2,100) m ² 以上 「注1」
		地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150・<300>・(450) m ² 以上 「注1」
	条例42	地階を除く階数が5以上	全階 「注2」
スプリンクラー設備	令 12	地階を除く階数が11以上	全階 「注3」
		平屋建以外	床面積の合計 6,000 m ² 以上 「注3」
		地階又は無窓階	床面積 1,000 m ² 以上
		4階以上10階以下の階	床面積 1,500 m ² 以上 「注4」
	条例43	高さが31mを超える建築物	高さが31mを超える階 「注5」
屋外消火栓設備	令 19	1階及び2階の床面積の合計	・耐火建築物 9,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 6,000 m ² 以上 ・その他 3,000 m ² 以上 「注6」
動力消防ポンプ設備	令 20	屋内消火栓設備(令11)・屋外消火栓設備による	
	条例45	2以上の建築物	延面積の合計 3,000 m ² 以上 「注8」
自動火災報知設備	令 21	一般	延面積 300 m ² 以上 「注9」
		特定1階段	全部
		駐車の用に供する部分	地階又は4階以上の階の面積 200 m ² 以上
ガス漏れ火災警報設備	令21の2	階数が11以上	11階以上の面積 200 m ² 以上 「注10」
		地階	床面積の合計 300 m ² 以上 「注10」
		一 船	300 m ² 以上 「注10」
漏電火災警報器	令 22	契約電流50Aを超えるもの	「注10」
消防機関へ通報する火災報知設備	令 23	一	延面積 300 m ² 以上 「注11」
非常警報器具	令	器	収容人員 20人以上50人未満
		ミル等	収容人員 50人以上 階及び無窓階の収容人員の合計 20人以上 (対象物全体に設置) 「注20」
		非常警報器具	・地階を除く階数が11以上 ・地階を除く階数が3以上 ・収容人員 300人以上 (対象物全体に設置)
避難器	令 25	2階以上の階	収容人員 20人以上 (下階に(1)～(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項が存するもの 収容人員 10人以上)
		階段で3階以上の階	収容人員 10人以上 「注12」
誘導標識	令 26	地 階	全 部
消防用水	令 27	敷地面積が10,000 m ² 以上	・耐火建築物 15,000 m ² 以上 1階及び2階床面積の合計 10,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 5,000 m ² 以上 「注13」
		高さが31mを超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上 (地階を除く。)
連結散水設備	令 28	地 階	床面積の合計 700 m ² 以上
連結送水管	令 29	一 般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000 m ² 以上
		条例48	建築物の屋上 自動車駐車場又は回転翼航空機の発着場
非常コンセント設備	令29の2	地階を除く階数が11以上	11階以上の階
総合操作盤	規則12他	一 般	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積 10,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 20,000 m ² 以上 ・地階の床面積の合計 5,000 m ² 以上 「注14」
自動消火装置	条例4の4	地 階 等	厨房設備の入力合計 350kw 以上 「注16」

(参考資料 13) 協力医療機関との協定書（見本）

協力医療機関協定書

○○医院（以下、甲という。）と株式会社 FUKUI（以下、乙という。）の間において
協議の結果、通常並びに緊急時の医療行為に関する協定を締結する。

第1条 乙は、ワークセンターFUKUIに通所している障害者が発病等による診療治療の必要が生じたときは、その解決のために甲に協力を求めることができる。

第2条 甲は、前条により乙から協力を求められたときは、やむを得ない事由のある場合を除き、乙に協力するものとする。

第3条 契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。但し、期間満了までに、甲乙いずれかから相手方に提出して、書面による契約終了の意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の翌日より更に一年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

契約期間は、契約開始前月もしくは開始日からとする。

第4条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証明するため、本件2部を作成し、当事者記名押印の上、双方が各一部を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

契約締結日は、契約開始月より前にする。

甲と乙を間違えないように記入する。双方の住所と氏名は正確に記入し押印する。

甲 福井県〇〇市〇〇町〇一〇

〇〇医院

院長 ○○ ○○

印

乙 福井県〇〇市〇〇町 1-2-3

株式会社 FUKUI

代表取締役 福井 太郎

印

(参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図



おわりに



本書「成功へと導く！！障害者就労継続支援A型事業の始め方（開業マニュアル）」は、いかがでしたでしょうか？

これから就労継続支援事業を開業される方、既に事業を開業している方、事業の業を迷っている方、行政書士などの士業の方等々、いろいろな方がこのマニュアルを手に取られているかもしれません。

就労継続支援A型事業は、他の障害福祉サービス事業と違い、福祉的な部分とビジネス的な部分が混在している特異(希有)な事業モデルです。

一部の社会福祉事業家の中には、「就労継続支援A型事業は、あまりにもビジネス的な要素が強く、福祉的な観点からするとどうも福祉事業とは言えない」といって事業所を批判している方もおりますが、就労継続支援A型事業ほど、地域社会に貢献しているのではと思います。（中には障害者を食い物にする、とんでもないブラックな事業所も存在しているのも事実ですが・・・）

これまで働いてても一般企業のハードルが高く（時間的・能力的制約等）、働くことが出来なかった障害者の多くが就労継続支援A型事業所に通所することで、安定した生活を保ちながら、本来の労働力として貢献する機会を与えられるということは、障害者本人にとっても、さらに社会にとっても大きな意義があると思います。

数年前、就労継続支援A型事業所の雇用助成金目当てに、新規参入が急激に増えた時期がありました。利用者1人を雇用すれば、何もせず約100万円が入り、さらに1人当たり月約12万円入る仕組みを悪用する事業所が数多く参入したためです。

このような事業所は、利用者に仕事らしい仕事をさせず、売上無しで雇用助成金と給付金で事業所を運営するパターンで、いくつもの地域で事業所展開していました。